令和6年度

介護の支え手「介護サポーター」採用事業

令和 6 年度福祉·介護人材定着促進事業実施要項

1 目 的

労働力人口の減少や介護ニーズの多様化等により、介護人材の確保が大きな課題となっています。 そこで、介護職員がより専門的な知識・技術を必要とする業務に専念できるよう、配膳・下膳やシーツ交換、清掃などの業務を行う介護サポーター(介護助手)を雇用し、介護現場の作業効率向上を図る取り組みが全国的に展開されています。

介護サポーターの担い手は、元気で働き続けたい中高年齢者を始め、介護の仕事に興味がある方や短時間の勤務を希望する方など多岐にわたっており、本事業を通して、これまで延べ92法人164事業所において、247人の介護サポーターが活躍しています。

そこで、介護分野への参入促進を図るとともに、介護の質の向上や人材定着の促進等につなげる ことを目的に本事業を実施します。

- 2 実施主体 社会福祉法人青森県社会福祉協議会 青森県福祉人材センター
- 3 協 力 社会福祉法人弘前市社会福祉協議会 弘前福祉人材バンク 社会福祉法人八戸市社会福祉協議会 八戸福祉人材バンク

4 申込方法

別紙「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、電子メール又は FAX にてお申込みください。

※申込書のデータは、本会ホームページ「福祉ネットあおもり(http://www.aosyakyo.or.jp)」 に掲載しています。

【福祉ネットあおもり/福祉関係者の方へ/介護の支え手「介護サポーター」採用事業】

- **5 申込期限** 令和 6 年 7 月 19 日 (金)
- 6 スケジュール等 別紙1「スケジュール」のとおり

7 実施施設

県内社会福祉法人等のうち、本事業の主旨に賛同し、介護保険関係施設を経営する 15 法人 ※申込み数が 15 法人を超えた場合は、本事業の効果を広く普及するため、地域性等を考慮 して調整させていただきます。

8 介護サポーターの対象者

地域の元気な中高年齢者や介護の仕事に興味がある方、短時間勤務等の就労を希望する方など

9 介護サポーターの業務内容

配膳・下膳、清掃、片付け、ADL に応じたベッドメイキング、入浴準備、備品の準備・補充、利用者の見守り、話し相手、趣味活動のお手伝いなど

※詳細は、別紙2「介護サポーターの業務例」参照

10 留意事項

- (1) 事業実施にあたっては、個人情報の取り扱いに留意します。
- (2) その他、この実施要項に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、実施施設等と 実施主体でその都度協議するものとします。
- (3) 申込後に、自然災害や感染拡大防止等の予期せぬ事態が発生し、延期や中止等がある場合には、事務局から担当者宛て御連絡いたします。

11 お問合せ先

〒030-0822 青森市中央三丁目 20番 30号 県民福祉プラザ 2階

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 福祉人材課 担当:今

TEL: 017-777-0012 / FAX: 017-777-0015 / E-mail: nobuko. kon@aosyakyo. or. jp